

## 「第2期本庄市子ども・子育て支援事業計画（案）」に対する意見と市の考え方

「第2期本庄市子ども・子育て支援事業計画（案）」に対するパブリックコメントを実施したところ、貴重なご意見をいただきありがとうございました。提出された意見と市の考え方を以下のとおり公表いたします。

1. 意見等の募集期間：令和2年1月9日（木）～令和2年2月10日（月）
2. 意見等の受付人数：2人 5件（提出方法の内訳：郵送 1人、 持参 0人、 ファックス 1人、 メール 0人）
3. 提出された意見等および市の考え方

	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
①	<p>【39ページ 2. 早期発見・早期療育システムの充実】 小児高次脳機能障害など18歳になるまでの中途障害の子どもの障害を、早期に発見し、診断につなげ、早期に対応できる体制の整備について施策を記してください。</p>	<p>「1. 妊娠・出産期からの包括的な母子の健康づくり」の「乳幼児健康診査」に包含されておりますが、ご指摘の「2. 早期発見・早期療育システムの充実」には記載がないため、「乳幼児健康診査」を再掲いたします。また、学齢期等への対応を含め、主な取り組みの「2 早期療育充実に向けた関係機関との連絡調整」を「2 早期発見・早期療育充実に向けた関係機関との連絡調整」に改めます。</p>
②	<p>【40ページ ○子ども医療費支給事業】 子どもの医療費の支給について「0歳から18歳の年度末まで」を「0歳から18歳になった月末まで」に改めるように提言します。 出生した月で助成期間が異なってしまうのは不平等ではないでしょうか。例えば4月生まれの子と3月生まれの子では、助成期間に約1年もの違いがあり、これでは公平な助成とは言えないと感じます。</p>	<p>貴重なご意見として承りますが、「子ども医療費支給事業」は、保護者の経済的負担の軽減の側面がございます。そのため、対象の子どもが独り立ちできる時期は高校を卒業する時期と考え、18歳の年度末を同事業の終期と定めておりますので、ご理解ください。</p>

	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
③	<p>【43ページ ○児童手当支給事業】</p> <p>児童手当の支給について「0歳から15歳の最初の3月31日まで」を「0歳から15歳になった月末まで」に改めるように提言します。</p> <p>出生した月で受給期間が異なってしまうのは不平等ではないでしょうか。例えば4月生まれの子と3月生まれの子では、助成期間に約1年もの違いがあり、これでは公平な助成とは言えないと感じます。</p>	<p>「児童手当支給事業」は、児童手当法に定められた事業として実施しております。対象者の規定につきましても同法第4条に定められた支給要件であるため、当市の判断のみで本制度の改正を行うことは困難となっておりますので、ご理解ください。</p>
④	<p>【45ページ 3. 障害児施策の充実】</p> <p>「4 特別支援教育推進事業」、「8 障害者手帳制度」、「10 障害者相談支援事業」などで小児高次脳機能障害に関わる支援者の方への研修などで、小児高次脳機能障害への適切な支援ができる体制の整備を行っていくことを何らかの形で記してください。</p>	<p>各事業における「障害」の中に高次脳機能障害も含まれているものと考えております。</p> <p>障害に関しましては、高次脳機能障害を含めたすべての障害について、研修、支援体制の整備等について努めてまいります。</p>
⑤	<p>【46ページ 9 障害者手当支給事業】</p> <p>「障害児福祉手当」だけでなく、「特別児童扶養手当」のことにも触れていただき、高次脳機能障害を負ったお子さんと一緒に生活する世帯への経済的支援も適切に行っていくことを記してください。</p>	<p>「特別児童扶養手当」につきましては、制度、財源ともにすべて国が定めているため、計画へ掲載することを控えておりました。しかしながら、計画への掲載により周知の一助となることを踏まえ、同手当について「9 障害者手当支給事業」へ加筆修正いたします。</p>